二五二　平成二十三年総務省告示第五百十三号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を変更する件　二七　177　八六

二五三　平成三十年総務省告示第三十四号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を変更する件　二七　177　八八

二五四　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二八　178　一五

二五五　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二八　178　一六〇

二五六　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　二八　178　一六三

二五七　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　二八　178　一六三

二五八　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二八　178　一六三

二五九　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　二八　178　一六三

二六〇　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分～平成三十年分）を公表する件　三一　179　三四一

二六一　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件　三一　179　三四六

二六二　電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件

〇総務省、財務省、経済産業省

一　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針　二八　178　一六三

〇総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

六　棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件　二〇　一二

〇総務省、経済産業省

三　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準　二八　178　一五九

四　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるもの　二八　178　一六六

五　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条の規定に基づく主務大臣の確認に関する手続　二八　178　一六六

〇法務省

一二五　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　三　三

一二六　日本国に帰化を許可する件　三　三

一二七　〃　三　四

一二八　〃　四　五

一二九　〃　六　七

一三〇　〃　七　一〇

一三一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　七　164　二〇

一三二　日本国に帰化を許可する件　一一　一

一三三　〃　一二　四

一三四　〃　一三　六

一三五　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一四　四

一三六　日本国に帰化を許可する件　一七　一

一三七―一四〇　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一九　一

一四一　日本国に帰化を許可する件　二〇　二

一四二―一四三　除籍の一部が滅失した件　二一　一

一四四　日本国に帰化を許可する件　二一　一

一四五　〃　二四　二

一四六　〃　二六　三

一四七　〃　二七　四

一四八　〃　二八　三

一四九　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　二八　178　一七〇

一五〇　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　三一　四

一五一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件

〇外務省

二九九　国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の効力発生に関する件　三一　179　三五〇

三〇〇　医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件　五　162　二三

三〇一　スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　六　五

三〇二　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件　六　六